

鳥取縣 鳥取市 東町
本書ノ大キサ(國定規格A5判)

鳥取縣公報

昭和十八年五月四日
第千四百三十號

火曜日

目次

○縣令	道路取締令施行細則中改正.....	一頁
○告示	昭和十八年度鳥取縣歲入歲出追加更正豫算.....	一頁
	小作料統制令ノ規定ニ依ル證券交付.....	三頁
	繭絲調査員囑託解雇及擔當調査區變更.....	三頁
○彙報	昭和十八年度の本縣國民貯蓄.....	六頁
	五月の常會徹底事項.....	九頁
	五月の大詔奉戴日實施方策.....	二頁
	糧實の集荷取扱に就て.....	二頁
	其他.....	二頁

縣令

◆鳥取縣令第三十四號

大正十年二月鳥取縣令第六號道路取締令施行細則中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十八年五月四日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

第二十一條中「牛車・馬車・四輪車三百貫」ヲ「牛車・馬車・四輪車四百貫」ニ改ム

告示

◆鳥取縣告示第二百四十九號

昭和十八年四月二十二日縣參事會ニ於テ議決ニ係ル昭和十

鳥取縣公報 每週 火金 曜日發行 (休日ニ當ル) 昭和十八年五月四日 第千四百三十號

(昭和四年四月十五日) (第三種郵便物認可)

八年度鳥取縣歲入歲出追加更正豫算ノ要領左ノ通

昭和十八年五月四日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

昭和十八年度鳥取縣歲入歲出追加更正豫算
(△印減高)

歲入	經常部	三六、九〇〇圓
第四款	地方分與稅	三七、九〇〇
第二款	配付稅	四、三三〇
第八款	國庫下渡金	四、三三〇
第一款	警察費下渡金	二、三三〇
第二款	義務教育費下渡金	九、〇三三
經常部計		四〇、一六三
臨時部		
第一款	繰越金	二〇、四七〇圓
第一項	前年度繰越金	二〇、四七七
第二款	國庫補助金	五七、三三八
第三項	教育費補助金	五三、三三一

第五項	勸業費補助金	四、五七七
第七項	時局事務補助金	五八〇
第三款	寄附金	△ 一〇、四八八
第一項	土木費寄附金	△ 二、〇七六
第六項	衛生費寄附金	五八
第八款	縣債	△ 三、八〇〇
第一項	縣債	△ 三、八〇〇
臨時部計		五七、四〇七
歲入合計		九四、五七三
歲出	經常部	
第一款	神社費	二、〇〇〇圓
第二款	供進金	二、〇〇〇
第三款	縣職員費	七、三三六
第一項	俸給及諸給	六、六六六
第二項	廳費	五七〇
第四款	警察費	二、四六三
第一項	俸給及諸給	二、三三三

第二項	廳費	三四二
第七款	教育費	一、二六五
第十項	學事諸費	一、二六五
第八款	國民學校職員費	九四八、五八
第一項	國民學校職員費	二、七九、五七
第一項	職員俸給費	△ 二、八七、五三
第一項	赴任旅費	△ 一三、五〇〇
第九款	衛生及病院費	四八〇
第二項	衛生諸費	四八〇
經常部計		六六、九七三
臨時部		
第一款	警察費	三、八七七圓
第一項	俸給及諸給	三、八七七
第五款	勸業費	四、五三七
第一項	勸業費	四、五三七
第十一款	土木費本年度支出額	△ 三四、一六四
第一項	土木費負擔本年度支出額	△ 三四、一六四
第十六款	時局對策費	一九、五五六

第一項	縣職員費	一八、九七八
第六項	時局國民運動費	五八〇
第二十五款	財產費	三八五
第一項	不動產購入費	三八五
第二十六款	雜出	二〇、四七七
第一項	過年度返納金	二〇、四七七
臨時部計		三三、六〇〇
歲出合計		九四、五七三

◇鳥取縣告示第二百五十號

小作料統制令第十條ノ規定ニ依ル證票ヲ左ノ者ニ交付セリ

昭和十八年五月四日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

昭和十八年四月二十六日

第九號 鳥取縣屬兼小作官補 尾 崎 享

◇鳥取縣告示第二百五十一號

繭絲調查員左ノ通囑託、解囑及擔當調査區ノ變更アリタリ

昭和十八年五月四日

一 囑託及解囑

鳥取縣知事 土 肥 米 之

囑託囑託調查員氏名	解囑囑託調查員氏名	擔當調查範圍		執務場所	囑託解囑年月日
		番號	郡市町村名		
楮原 壽滿子	青木 恒	一	鳥取市	蠶業取締所鳥取支所	昭和十八年四月二十八日
	今井 豊	一一	岩美郡宇倍野村		同
	村尾 照夫	一二	同 福部村		同
	橋本 善一	四四	氣高郡美穂村、東鄉村、大正村		同
三代野 文五郎	原田 繼正	四五	同 千代水村	千代水村役場	同
	吉田 武夫	五六	同 日置村、日置谷村		同
松江 政雄		五七	同 中鄉村、勝部村	中鄉村役場	同
	吉田 信義	一三一	同 松保村		同
山下 欽子		一三三	岩美郡本庄村、小田村	本庄村役場	同

二 擔當調查區ノ變更

繭絲調查員氏名	新 擔 當 調 查 區		舊 擔 當 調 查 區		變更年月日
	番號	郡市町村名	番號	郡市町村名	
田淵 政雄	一〇	岩美郡米里村、倉田村、津ノ井村	一五	岩美郡浦富町、田後村	昭和十八年四月二十八日
伊藤 幹雄	一一	同 宇倍野村、面影村	一四	同 面影村、津ノ井村	同
新田 賢藏	一二	同 福部村	一三三	同 本庄村、小田村	同
佐野 實	一五	同 浦富町、田後村	一〇	同 米里村、倉田村	同
小田 輝太郎	四四	氣高郡大正村、東郷村、美穂村	五七	氣高郡中鄉村、勝部村	同
田中 安治	四六	同 湖山村、松保村	四六	同 湖山村	同
山田 整夫	五一	同 鹿野町、勝谷村	五一	同 鹿野町	同
山根 茂雄	五四	同 逢坂村、小鷺河村	五四	同 逢坂村	同
小谷 保	五六	同 日置村、日置谷村	五三	同 勝谷村、小鷺河村	同

彙報

昭和十八年度の

本縣國民貯蓄

貯蓄増加目標額八千萬圓

◆ 決戦生活に徹して完遂へ

大東亞戦争は國民總力戦であり經濟戦資源戦である。これに勝ち抜く爲には國民貯蓄こそその源泉でなければならぬ。經濟力の強大を誇る敵米英を撃滅する爲には國民の負擔すべき戦費の増大はもとより當然で、昭和十八年度國費豫算額は一般會計百三十二億七千五百萬圓、臨時軍事費追加額二百七十億圓、合計實に四百二億七千五百萬圓に及び、この豫算が我が國豫算として前古未有のものであることはいふまでもなく、支那事變勃發以前の平時豫算に較べて十數倍に達してゐる。この巨額の歳出は銃後全國民の分に應ずる租稅負擔と國民貯蓄によらねばならない。

一面政府はこの豫算によつて戦争遂行の爲に種々の生産その他の事業を行つてゐるが、これに要した金は悉く國內に撒布せられる。然るに戦ふ國の常として物資の不足は避け得ないから不足な物資に對して多額の通貨が廻る其の結果は經濟の原則として物價昂騰をもたらすものである。所謂悪性インフレーションである。この經濟状態が政府の戦費調達を不能ならしめ、國民生活を危殆ならしめて遂に戦敗を誘致するに至ることは前世界大戦に於けるドイツの例によつても明かであつて、これは絶対に防止しなければならぬ。政府はこれに對し種々の經濟統制を實施してその萬全を期してゐるが、國民また衷心よりこの點を理解して購買欲を抑制し、國家の低物價政策に協力しなければならぬ。これが爲には貯蓄の増強こそ最も肝要な國民の要務である。

◆ 昭和十八年度國民貯蓄は政府に於てその増加目標額を二百七十億圓と決定せられ、これに伴ひ本縣に於ては從來の實績並に縣内に於ける生産及び所得等の状況、類似府縣と

の均衡を考慮し、本省の指示に準據して八千萬圓と決定せられたので、縣に於てはこの本縣國民貯蓄目標額八千萬圓を戶數・生産高・擔稅力等に應じて算出した基礎額に實情對酌を加へて各郡市別に目標額を設定したのであるが、その目標額算定基準及び郡市別配分額は次の通りである。

目標額算定基準

區別	割合	内		目標額
		市	郡	
戶數	二割五分	一割	一割五分	二千萬圓
生産額	同	同	同	同
直接國稅	同	一割五分	一割	同
所得稅	同	一割二分 五厘	一割二分 五厘	同
計	十割	四割七分 五厘	五割二分 五厘	八千萬圓

郡市別配分額

郡市別	配分額
鳥取市	一千二百萬圓
米子市	一千二百萬圓
市部計	二千四百萬圓
岩美郡	四百五十萬圓
八頭郡	九百萬圓
氣高郡	六百萬圓
東伯郡	一千七百八十萬圓
西伯郡	一千三百萬圓
日野郡	五百七十萬圓
郡部計	五千六百萬圓
合計	八千萬圓

町村別國民貯蓄増加目標額については右に應じ縣に於て個別目標額を指示するので、各町村は各所管地方事務所と協議の上これを決定し、各部落會町内會別の目標額は各市町村に於て市町村目標額の中から前年度中に於ける各職域各團體等の國民貯蓄組合の増加實績を控除した額を示して各部落會町内會別標準目標額を決定し、尙各國民貯蓄組合

に於ては國民貯蓄組合法施行規則第十四條の規定に基いて貯蓄増加目標額の設定及び貯蓄計畫を樹立するのである。但し各地域組合に於ける目標額の合計は各部落會町内會増加目標額の二割を下らぬやう、又國民貯蓄組合は組合員の收入、支出、家族の状況等を考慮して組合員別増加目標額を設定することが肝要である。

而してこの本縣國民貯蓄の資金吸收目標をその取扱機關別に記すと

銀行預金	千九百萬圓
特別銀行	三十萬圓
普通銀行	千五百四十萬圓
貯蓄銀行	三百三十萬圓
無盡會社掛金	三十萬圓
信用組合貯金	二千三百萬圓
郵便貯金	一千七百五十萬圓
簡易保險積立金	三百五十萬圓
郵便年金積立金	百七十萬圓

生命保險會社資金	六百萬圓
國債及債券消化額	九百萬圓
合計	八千萬圓

として豫定せられてゐる。その内國債債券については消化目標額を

國債	五百六十萬圓
債券	三百四十萬圓
計	九百萬圓

としてこれが完全消化に努めることになつて居り、又隣保消化と其の他消化との割合は國債債券共隣保消化八割、其の他消化二割とし、彈丸切手其の他の小額債券は隣保消化の對象としないことになつてゐる。尙國債債券の隣保消化額は國民貯蓄組合の貯蓄額として計上しないのであるが、特に實際に國民貯蓄組合が割當購入斡旋等をして國民貯蓄組合の貯蓄額として計上しようとする場合に於ては括弧を施して別記するのである。

昭和十八年は正に大東亞戰爭決戰の年、對米英擊滅の決

定的契機を作る年であるとされてゐるが、それだけ敵米英はその國力を磨いて反攻の態勢強化をするものと思はれるので、我等はあらゆる國力を集中してこれを壊滅せしめなければならぬ。しかしこれが爲には我等は徹底した戰爭生活、決戰生活を實行し、戦ふ國民としての緊張を以て戦費負擔の重責を全うしなければならぬのであるが、それには國民貯蓄の増強こそその最善緊要の途である。

抑々本年度の我が全國の國民所得總額は凡そ五百億圓と見積られてゐるが、この所得は租税その他これと同性質の國民負擔に約百億圓、國債に約二百十億圓強、生産力擴充資金その他國家的資金に約六十億圓に配分されねばならぬので、この合計約三百七十億圓、このうち租税等の前記國民負擔額百億圓を控除した二百七十億圓が昭和十八年度國民貯蓄増加目標額と定められてゐるのである。我々は必ずこれを完遂して、五百億圓の國民所得の二割五分に當る百三十億圓を以て國民消費資金とせねばならぬのである。

國民消費百三十億圓は昨年度百五十億圓に較べて約一割五分の減少で、昨年に対する節約量は少量であるかのやう

にも考へられるが、國民は既に相當の生活切詰を行つてゐて、この上國民全部が最低限度一割五分づゝ生活を切詰めるといふことは容易でなく、やゝ餘悠ある階層に於ては二

三割、更に四、五割私生活の緊縮を行はねばならない。國民所得の生ずる源泉が生産にあることは當然であつて、吾々は戰爭生活の増強に邁進すると共に、その生じた資金を國家目的に集中して國民各自がその消費を極度に切詰め、決戰生産、決戰生活、そして決戰貯蓄を行ふことこそ

決戰財政運行の鍵である。本年の國民貯蓄二百七十億圓、本縣國民貯蓄八千萬圓は我々に課せられた責任貯蓄の最低限である。切に縣民各位の積極的協力により、この國民貯蓄完遂を期待する次第である。

五月の常會徹底事項

- 五月の常會徹底事項は次の如く
- 「農繁期を増産で勝ち抜きませう」
- 「二百七十億貯蓄達成に邁進しませう」

「決戦下健民運動を徹底させよう」の三項目と決定した。

◆農繁期を増産で勝ち抜きませう

今月の農村は今年の食糧増産の出発です。農家は勿論他からも力を協せて米も麦も甘藷も大增産を見事にやり遂げて食糧戦に勝ち抜きませう。

イ、苗代では病虫害の防除を充分に行ひ、田植の時には土地に適した品種を選ぶこと。之まで疎植に過ぎたところでは出来るだけ密植に努めること。

ロ、麥の白澁病、銹病、赤微病は手遅れせぬやう直ぐ取除けるやうに常に注意を怠らぬこと。

ハ、甘藷の植付は時期を遅らせぬことが大切です。大麥の成熟期十日前位が適期です。堆厩肥や草木灰を澤山施して「反當千貫」をやり遂げること。

ニ、田植も麥の取入れも甘藷の植付も出来るだけ作業は共同でやること。又炊事も託兒も共同ですること。

◆二百七十億貯蓄達成に邁進させよう

本年度の貯蓄目標額は二百七十億圓です。戦費を賄ふ決

戦貯蓄です、一億一人残らず歩調を揃へて新目標目指し邁進させよう。

イ、新しい目標額に基いて部落會、町内會、隣組ではそれ〴〵一年分の國民貯蓄組合の貯蓄額と國債々券の割當額とを定め各自に充分徹底させること。

ロ、簡易保險の一億新加入運動が五月中に行はれます。まだ入らぬ者は此の際加入し、既に加入してゐる者は出来るだけ最高額の千圓にまで追加すること。

◆決戦下健民運動を徹底させよう

健民運動は皇國民族力發展の基です。五月一日から十日までに此の運動が強調されますが、特に次の事項の徹底に努めませう。

イ、早起や体操を勵行し、行軍や銃剣道を盛んにして常に心身を鍛へること。

ロ、母子の保健のために妊婦や産婦、乳兒のある家庭には乳や食べ物に不自由させぬやう皆でお世話を盡し仕事の手傳も努めること。

ハ、結核の豫防撲滅が大事です。時々健康診断を受け住

居は明るくし外氣を吸ふこと。

ニ、之からは梅雨期にかけて傳染病發生の時期です。食べ物によく噛み、努めて手洗ひやウガヒをし、家の内外の掃除をよくし、特に流し場や便所を清潔にすることに。

空地利用と貯蓄目標

一 五月の大詔奉戴日實施方策

五月の大詔奉戴日實施方策は「空地の利用」「貯蓄の新目標決定」の二項が取上げられることになつたので、當日は「承詔必謹」の精神に一層徹すると共に次の實施方策に依つて之が實踐を期せられたい。

一、大詔に關する講話

當日午前六時三十分より十五分間「大詔に關する講話」の放送が行はれる。

二、實踐事項

(一) 空地を利用させよう

此の日には都市では空地を一坪も餘さぬやう隣組や家庭で野菜やヒマを作ること。尚ほヒマの蒔付の終らぬところでは此の日を以て凡ゆる空地を利用して一粒も餘さず蒔付を完了すること

(二) 貯蓄の新目標を決めませう

此の日までに部落會、町内會、隣組では本年度の貯蓄目標額を決定して皆に知らせること

三、實踐事項に關する放送

七日午前七時三十分より二十分間「大詔奉戴日の實踐事項に關する講話」が放送される。

櫛實の集荷取扱に就て

最近木蠟が軍需其他重要資材として需要の激増を見、その需給愈々急迫してゐる現状に鑑み、木蠟原料たる櫛實の増産を圖ると共にその一元的取扱をなす必要がある。今回之が集荷取扱團體として鳥取縣森林組合聯合會が指定せられた。本縣内に於ける櫛實の生産者はその生産した櫛

實をすべてこれに引渡さねばならぬこととなり、森林組合聯合會は引渡を受けた櫛實を日本木蠟組合聯合會の指定した場所に於て同聯合會に引渡すこととなつたので、業者並に生産者はその取扱上萬遺憾なきを期せられたい。

●傳染病患死者旬報 (四月中旬、印ハ疫病)

年 月 計	赤痢 患者 死者	腸チ フス 患者 死者	バラチ フス 患者 死者	痘瘡 患者 死者	猩紅 熱 患者 死者	チフス 患者 死者	流行性 脊髄 膜炎 患者 死者	
								鳥取市
五八								
三三								
二四								
二								
三								
一								
六								
一								
六								
七								
一								
一〇								
一								

鳥取縣公報

昭和十八年五月七日
第千四百三十一號

金曜日

目次

- 告示
 - 縣稅檢査章返納並交付……………一頁
 - 三極、楮屑販賣價格指定……………二頁
- 彙報
 - 新學年之愛兒教育の反省……………三頁
 - 乳幼児体力檢査、三才兒まで實施に改正……………七頁
 - 優良多子家庭の子女育英費補給に付て……………七頁
 - その他……………

告示

◆鳥取縣告示第百五十二號

西伯地方事務所管内ニ於テ縣稅檢査章ヲ左ノ通返納並ニ交附セリ

昭和十八年五月七日

鳥取縣知事 土肥米之

同	區分	番號	返納 交付年月日	所屬廳名	職名	氏名
同	縣稅 檢査章	一〇六	昭和一八・ 四・二三日 返納	西伯郡所 子村役場	書記	門脇武夫
同	同	同	同	同	同	門脇恒義

鳥取縣公報 每週日發行 (休日ニ當ル)

昭和十八年五月七日
第千四百三十一號

(昭和四年四月十五日)
(第三種郵便物認可)